

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	保険サービス員健康診断業務
発 注 課	仕様書のとおり
選 定 事 業 者	札幌市職員共済組合
<p>随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）</p> <p>本市が必要と認める、健診区分及び検査項目については多岐にわたるものである。最小限の受診機会でも効率的な健康診断を実施するためには、多数の受診者に対し、年間を通じて一般健診、特殊健診を同一日に実施することのできる体制を組み、健康診断日程の予約変更等の希望にも柔軟に対応できることが必要である。</p> <p>また、保険サービス員の健康を保持するためには、個々の健診結果に応じた事後指導（保健師による生活指導、管理栄養士による栄養指導等）や、各種検査結果の統計を基にした健康教育等、健康診断の結果を踏まえた取組が必要である。</p> <p>当該取組を効果的に実施するためには、保険サービス員の健康状態の特性や検査結果について、データの収集・蓄積をし、経年的な変化を把握することが求められる。</p> <p>以上を全て満たし、一体的に健康管理業務の実施体制を組むことができるのは、札幌市職員共済組合だけである。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	平成30年 3月 6日